

# 山梨県公報

号外第四十九号

一八四、五四一

委員長 石澤道夫

平成十八年  
九月十三日 水曜日

選挙管理委員会

条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一一定数

職の請求をすることはできる選挙権を有する者の一一定数

議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一一定数

選挙区名  
東山梨郡  
東八代郡  
西八代郡  
南巨摩郡  
中巨摩郡  
北巨摩郡  
南都留郡  
北都留郡  
甲府市  
富士吉田市  
塩山市  
都留市・西桂町  
山梨市  
大月市  
韮崎市

三分の一の数  
一、二六五  
六、八九二  
一九、七〇一  
七、〇二九  
一、二六五  
四五、六四六  
一七、三八四  
一二、一六九  
一七、六〇〇  
五一、三五〇  
一四、一九三  
一四、九一七  
九五、九五  
一九、九五  
五六四  
八、四七五  
八、四七五  
八、五二六

山梨県選挙管理委員会  
委員長 石澤道夫

平成十八年九月十三日

## 山梨県選挙管理委員会告示第十八号

地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数)は、次のとおりである。

## 選挙管理委員会

### 山梨県選挙管理委員会告示第二十六号

地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成十八年九月十三日

### 山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

一四、一四五

### 山梨県選挙管理委員会告示第二十七号

地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六百六十二号)第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十八年九月十三日

### 山梨県選挙管理委員会

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一號

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番